

平成30年度

日南町 ○○ 自治会 みんなの人権・小地域懇談会

## 「部落差別を無くすために」

期日：平成○○年○月○○日（○）

時間：○○：○○～○○：○○

会場：○○○○

### 1. 開会行事

開会宣言      開会挨拶      推進者紹介      日程説明

### 2. 導 入

趣旨説明

### 3. DVDの視聴      「スダチの苗木」

### 4. 感 想

### 5. ま と め

推進班長  
人権センター 人権教育サポーター

### 6. アンケート

### 7. 閉会行事

閉会挨拶

日南町同和教育推進協議会

日野上・山上・阿毘縁 同和教育推進協議会  
大宮・多里・石見・福栄

日南町内各自治会・日南町

## みんなの人権・小地域懇談会の流れ

1. 開会行事（5分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜　：　～　：　＞
  - ①開会宣言　　（自治会役員・センター事務長・推進班長）
  - ②挨拶　　（自治会長・地域同和教育推進協議会会長）
  - ③推進者紹介（町職員、人権教育サポーター）・日程説明
  
2. 導入（10分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜　：　～　：　＞

趣旨説明（推進班）
  
3. DVDの視聴（35分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜　：　～　：　＞

（班編成）
4. 感想（20分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜　：　～　：　＞
  
5. まとめ（10分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜　：　～　：　＞
  - 推進班長
  - 人権センター（人権教育サポーター）
  
6. アンケート（5分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜　：　～　：　＞
  
7. 閉会行事（5分）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・＜　：　～　：　＞
  - 閉会挨拶　　（自治会長・地域同和教育推進協議会会長）

## 話し合いのルール(3つの約束)

**参加** 積極的に参加しましょう。

自発的に話し合いに参加しましょう。特に、しっかり聴く姿勢を心がけましょう。もちろん、内容によっては「話さない」「パス」という選択もあります。

**尊重** 一人ひとりの考えを尊重しましょう。

どのような意見や発言も批判や否定をしないで傾聴しましょう。参加者一人ひとりの考えや思いが尊重されると、安心して話し合うことができます

**守秘** 参加者の発言内容など個人的な情報は守りましょう。

お互いの信頼がなければ話はできません。参加者個人の情報は、その場において帰り、他人に話したりしないようにしましょう。

### <今回のプログラムについて>

1. 今回のプログラムは、昨年度に引き続き「部落差別を無くすために」です。

昨年の日南町同和教育研究集会で講演された森口健司さんが、学生時代に体験されたことを中学生が演じた人権劇（DVD）を観ていただき、部落差別がどんな形で存在し続けているのかに気付き、どうしたら無くしていけるのかについても考えるためのものです。

2. 学んだことの証は、知識の量ではなく生き方が「変わること」だと言われます。

知識があるだけでは、人の気持ちに寄り添うことができません。人権劇を観て、どれだけ気付きがあるか、何を学べたのか、自分に向き合うことで「変わる」きっかけにしていただければと思います。

3. 時間の関係で冊子の後半に添付した資料は説明できませんが、ぜひ目を通しておいて下さい。

## <話し合いのテーマ> ・ 「部落差別を無くすために」

### ☆問題提起

昨年の11月25日(土)に開催された日南町同和教育研究集会で徳島県の教諭の森口健司さんが、「『ひとごと』から『わがことへ』～差別・被差別を超える人権教育」といテーマで基調講演をされました。

今回は、その森口健司さんが大学生の時に、同級生や下宿の人たちに部落出身と云えずに苦悩した姿を徳島県内の中学生が演じた人権劇が、平成27年度の徳島県のコンテストで最優秀賞、同じ作品が平成28年度の全国コンクール中学校部門で入選しました。

昨年度の小地域懇談会のまとめにありました、部落問題が「話しにくい」あるいは「話しにくいと感じない」ことについて、改めて考えてみたいと思います。

【29年度同和教育研究集会基調講演】 徳島県松茂中学校教諭・森口健司さん  
『ひとごと』から『わがこと』へ～差別・被差別を超える人権教育～(抜粋)

平成2年度、徳島県板野中学で部落問題の全体学習がスタートしました。学級の枠を越えて子どもたちが語り合うこの学習は、他人ごとに終始していた同和教育を、我がことに変えていくためのものでした。今年度の人権地域フォーラムでは、卒業生が当時の人権教育について語ってくれました。その案内チラシに載せた卒業生K子さんの文です。

「同和問題が、他人事から我が事になったあの日、何度泣いたでしょう。嘆きから怒りに変わった時、差別に立ち向かおうと決心しました。全体学習は私を強くしてくれました。その時の仲間と先生は、私の宝物です。差別に対する無知ほど怖いものはないと、教えてくださいました。卒業して社会に出てから、本当に大切な時間だったなあと、よく思います」

K子さんはその後も、部落問題を肌で感じながら全体学習のことを思い出し、多くの困難を乗り越えてきました。大学時代には、私と同じ切ない体験をしています。そのことを、やはり言ったり伝えたりしたいんですね。それが彼女を強くしていくのだと思います。

彼女が中学の時「もう部落問題の授業したあない」ともらしたのを受けて、私は部落問題に寄せる精一杯の思いを、生徒に語りました。「今日の授業、胸がいっぱいになって涙が出てきた。(中略)こんなに真剣になれた授業は本当に初めてでした(後略)」など、生徒が感想を書いてくれ、私の人生を変えていきました。

## ＜話し合いの進め方＞

1. このドラマを見て、感じたことを自由に出してみましよう。話しにくければ以下のように焦点を絞って考えてみましよう。
2. 「みんなの役に立つ道路をつくっている」から誇りを持っていると、父親は言っているそうです。少年の父親は本当に誇りを持っていたのでしょうか。
3. 父親が提出書類に、時には運転手、時には農業と記入しているのを見る主人公の少年は、「人に言うことのできる職業に就きたい」と感じます。子どもが恥ずかしいと感じる仕事をしている親の気持ちはどうなのか、親の立場になって考えてみましよう。
4. 被差別部落出身の人で、自分が出身であることを知らない人がいるのは、親が語らないのも原因の一つになっています。なぜ親は、子どもに被差別部落であることを語れないのでしょうか。
5. 下宿のおばさんに、お礼として「スダチの苗木」を届けた父親の気持ち、息子の気持ちを考えながら、あなたが感じたことを話して下さい。

## 部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

平成28年12月16日

### （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう

努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

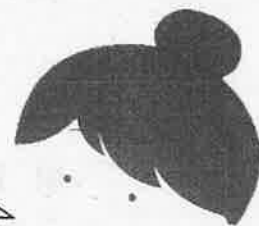
参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。
- 2 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。
- 3 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。

# 部落差別の解消の推進に関する法律について

部落差別解消法が平成28年  
12月9日に成立、同月16日に公  
布・施行されました。



## 法律の内容

### 目的

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、基本的人権の享有を保障する憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進する。

### 基本理念

部落差別解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会の実現を旨として行われなければならない。

### 国の責務

部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体の施策推進に必要な情報の提供、指導・助言を行う。

- 1 相談体制の充実を図る。
- 2 教育及び啓発を行う。
- 3 地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行う。

### 地方公共団体の責務

部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

- 1 相談体制の充実  
部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努める。
- 2 教育及び啓発  
部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。



## 鳥取県の対応



- 人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、部落差別だけでなく、様々な人権にかかわる不当な差別その他の人権侵害事案に対応した実効性のある救済制度を早急に確立するよう引き続き国に要望していくこととしているほか、次のような取組を行います。

### 啓発活動

- (1) 広報誌による啓発：県政だより（平成 29 年 2 月号）新聞広告等により啓発を図ります。
- (2) 講演会などの開催：人権講演会、セミナー等で周知を図ります。その他、様々な機会をとらえ、啓発に努めます。

### 相談体制の整備

人権尊重の社会づくり相談ネットワークによる相談体制の中で、部落差別により人権侵害を受けた県民の相談に応じます。必要に応じ、人権侵犯事案として鳥取地方法務局に通告するなど、関係機関と連携した対応を行います。

### 教育の充実

教育機関及び社会教育における人権教育の中で、部落差別を解消するために必要な教育及び啓発に努めます。



## 【同和问题・部落差別に関する相談窓口】



※同和问题・部落差別に関する相談をはじめ、人権に関する相談に応じます。  
(面接相談・電話相談)

【東部】 県庁人権・同和対策課 ☎0857-26-7677  
(鳥取市東町1丁目220)

【中部】 中部総合事務所地域振興局 ☎0858-23-3270  
(倉吉市東蔵城町2)

【西部】 西部総合事務所地域振興局 ☎0859-31-9649  
(米子市糀町1丁目160)

【受付時間】 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

■メール相談 [jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp](mailto:jinkensoudan@pref.tottori.lg.jp)

### 人権相談窓口での支援

問題解決に役立つ各種制度や県、市町村、国等の相談機関などを紹介し、ご希望に応じて、相談員が関係機関に相談内容を説明したり、相談に同行します。


### 関係機関が連携した支援

関係機関が協力して、効果的、総合的な支援を行います。

### 専門相談員による支援

多様な有識者（法律、福祉、医療、教育等）が、専門相談員として第三者の公平な立場から助言を行います。





鳴門市第一中学校人権劇

# スダチの苗木

原作 森口健司

鳴門市第一中学校人権劇

「スダチの苗木」

## 「スダチの苗木」原作者からのメッセージ

本映像劇の原作「スダチの苗木」は、京都で大学生活を送った私自身の体験をもとに、主人公が故郷の家族を慕う一方で、その貧しさ、とりわけ父親の職業へのこだわりから出自を隠そうとする葛藤を伝えた物語です。

そして、今回制作された人権劇「スダチの苗木」では、当時の想いをさらに掘り下げ、主人公の苦悩の根本的な背景である部落差別の現実を描き出しました。さらに、主人公がなぜ友人と共に教師を志したのか。宿命に翻弄されつつも、当時、部落差別の問題を解決したいという、使命感ともいえるべき強い願いを心に刻んでいたことも、この劇を通じて何とか伝えたいと考えました。物語の舞台は1978年から1982年。まさに日本は高度経済成長の只中にありました。あれからすでに30年以上が過ぎた今、当時の私たちが志した未来は、すでに過去となり、そして現在となりました。

本映像劇は、鳴門市第一中学校の生徒会本部役員の皆さんと、担当教諭の協力によって制作されました。これからの未来を描く子どもたちと共に、人間の尊厳が、極みまで大切にされる世界を築きたいと願って止みません。

森口 健司

制作 反田 卓・鳴門市第一中学校生徒会

上映時間 33分01秒

DVD

平成27年度 徳島県自作視聴覚教材コンテスト

ビデオ教材部門 最優秀賞

平成28年度 全国自作視聴覚教材コンクール

中学校部門 入選

《あらすじ》

被差別部落に育った私は、父の日雇い労働という職業がいやで仕方がなかった。以前の私はそんな父の姿が無性に悲しかった。そして、京都で過ごした学生時代は、自分のことさえも堂々と語る事ができなかった。

ある日、大学の友人達が、被差別部落のことをよく知らず、偏見に満ちた会話を始めた。私も意見を求められたが、自分の考えを少し述べるだけで会話に参加することが怖かった。また、親代わりの下宿の女将さんさえも「関わらん方がええよ」という態度をとる。このような中で、部落出身であることを伝えられない私は自己を責め、苦悩する。そして、中学時代の友人に電話をかけ、今日のことを打ち明ける。話すうちに中学時代の懐かしい思い出が甦る。私と友人は中学校で部落問題について学んだ後、「部落差別は部落外の人がする問題であるから、部落外の人の中に理解者を増やしていくことが大切である」と痛感したのだった。そのための同和教育の必要性を感じ、私は教師になることを決意した。

大学の卒業式が終わり、徳島に帰るため父親が下宿へ荷物を取りにくるという。私は強く拒否したが言って聞く父ではない。本当は自分の父を、友人に紹介することがいやだったからであるが、そのことは両親には言わなかった。父は、下宿に到着するとお世話になったお礼にと、「スダチの苗木」を差し出した。私は、はじめ少し驚き、不機嫌そうに父の服装や手土産のことを非難した。女将さんが私を叱った。私は父に背を向けたままで、植えるのを手伝おうとしなかった。当時の私は、部落のことや自分のことを打ち明けてこそ、本当の付き合いができることを分かっていたはずなのにそれができなかった。京都での四年間は、最後までそのような状態だった。

ふるさとに帰って数ヶ月経ったある日、在学中に父が何ヶ月か入院していたことを初めて知った。それは、私を心配させまいとする両親の思いからであった。「子どものために」ということを決して口にせず、命を削り、ひたむきに働き続けた父母に私の心は激しく震えた。

今でも人生の節目には京都の下宿を訪ねる。その度に女将さんはしみじみと語ってくれる。「ご家族の皆さんはお元気ですか。お父さんの持ってきてくださったスダチの苗木は立派に育っています。花はまだ咲きませんが、あの木を見る度にあなた方のことを思い出します。」スダチの白い花が咲くころになると、私はきまって父が植えた苗木のことを思い出すのである。

